

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属福祉部国保年金課高齢者医療係
 問合せ先 03 - 5803 - 1205

6年度調査

1 補助金の名称等

補助金の名称	文京区後期高齢者医療健康診査遠隔地受診助成金					
根拠規定等	文京区後期高齢者医療健康診査遠隔地受診助成金交付要綱					
創設年月	令和	3	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕 3年 終了予定年月
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕
見直しの内容						
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号
	5民生費	2老人福祉費	1老人福祉事業費	22後期高齢者健康診査等事業	1後期高齢者健康診査等事業	
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給					

2 補助金の概要

補助目的	東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号)第2条に規定する健康診査の受診機会を確保するため。					
補助事業等の内容	後期高齢者医療健康診査の受診対象者となる被保険者のうち、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けた施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定を受けていないものに限る。)に入所又は入居している住所持特例者(以下「サ高住入所者」という。)が健康診査を受診する際、居住地が遠隔地であること等の理由により、区が実施する後期高齢者医療健康診査の受診対象医療機関での受診が困難である場合に、サ高住入所者は受診対象医療機関以外の医療機関にて受診できることとする。その際、当該健診に要した費用を助成する。					
補助対象経費の内容	受診費:健康診査受診時の被保険者の自己負担額					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 後期高齢者医療健康診査受診対象の被保険者のうち、上記サ高住入所者					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕 <input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input checked="" type="checkbox"/> その他 [その他の場合は具体的に記入] 区が地区医師会等と契約した特定健康診査等委託単価(基本項目(法定))に相当する額を上限とする(千円未満の端数があるときは切り捨て)。自己負担額が上記単価額を下回っている場合は自己負担額に相当する額とする。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
公募の状況	健康診査受診券送付の際、該当者へ補助事業の案内を同封している					
実績報告書時における 使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他〔受診した健診の内容及び負担した費用の明細が分かる書類〕					
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有)	負担割合	区	国	都	補助対象者
		上乗せの内容・理由	住所持特例制度の適用にあたり被保険者に選択の余地はなく、文京区から転出するにも関わらず、自動的に文京区の健康診査受診対象となる。区内指定医療機関で受診する費用負担のない被保険者と遠隔地で受診する被保険者とで差異を生じさせないため、受託事業収入と補助額との差分について区に負担する。			

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	1	3	1	4
決算(予算)額	6	21	7	36
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	6	21	7	0
一般財源	0	0	0	36
交付実績の特記事項	令和5年度まで後期高齢者医療特別会計に計上し、令和6年度から一般会計に計上している。			

4 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性(公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	-	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性(有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	-	
適正性(適格性)(妥当性)※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	遠隔地での健診に係る費用負担を軽減することで、被保険者の健康の維持及び増進を図ることができた。
課題	令和4年度に3名の実績があるものの、令和3年度と令和5年度は1名だった。該当施設の入所者は40名程度いるが健康診査受診者が少ないため、受診者を増やす工夫が必要である。
今後の方向性	令和6年度から健康寿命の延伸、後期高齢者の医療費抑制を目的とした高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、糖尿病性腎症重症化予防事業を開始した。重症化予防事業に該当するかどうかが健康状況を把握するため、遠隔地の施設に入所している方についても健康診査の受診を促進していく。